

## 適時開示情報伝達システムデータベースサービス利用約款

### (目的)

第1条 株式会社東京証券取引所(以下「当取引所」という。)は、本約款により、上場会社等(全国の証券取引所及び日本証券業協会(以下「全国証券取引所等」という。)の上場有価証券及び取扱有価証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第40条第1項第1号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。)の発行者をいう。以下同じ。)の適時開示資料等を伝達することを目的として当取引所が開発・維持運営する適時開示情報伝達システムデータベースサービス(以下「TDnetDBS」という。)を利用者に提供します。

### (TDnetDBSにおける情報)

第2条 当取引所がTDnetDBSに登録する情報(以下「本件情報」という。)は、次の各号に掲げる情報とします。

- (1) 開示情報(上場会社等が全国証券取引所等に提出した適時開示資料をデジタル化したものをいう。以下同じ。)
- (2) 決算情報数値データ(上場会社等の決算短信の1枚目等に記載される数値データをいう。ただし、当該データの提供に協力する上場会社等のものに限る。)
- (3) 全国証券取引所等において公衆の縦覧に供される資料のうち、当取引所がTDnetDBSにて供することとして定めたもの
- (4) 全国証券取引所等からのお知らせ
- (5) インデックス情報(前各号に掲げる情報について、公開日、公開時刻、上場会社等銘柄コード、上場会社等銘柄名、上場区分、業種、表題、公開項目番号、公開項目、上場取引所、添付資料の有無、データ容量等の属性を、TDnetDBSにおける利用に供するために当取引所が表示したものをいう。以下同じ。)

### (利用契約の成立等)

第3条 TDnetDBSの利用申込者は、本約款を承諾の上、利用IDの数量、利用部署、連絡責任者、利用料金請求先等を記載した当取引所所定の書面(以下「申込書」という。)を、当取引所に提出することにより、利用の申込みを行うものとします。

- 2 当取引所は、前項の申込書の提出が行われた場合において、当該申込者が利用者として適当と認めるときは、利用ID及びパスワードを当該申込者に貸与するものとし、これをもって利用契約が成立するものとします。
- 3 利用者は、第1項に規定する申込み内容を変更した場合は、遅滞なく当取引所に届け出るものとします。この場合において、当取引所は、利用ID又はパスワードを変更するときは、速やかに利用者に通知するものとします。
- 4 前項前段の規定にかかわらず、申込み内容の変更が利用IDの数量の変更である場合は、利用者は、当該変更を行おうとする日の2週間前の日までに、当取引所に届け出るものとします。

### (利用ID及びパスワード等の管理責任)

第4条 利用者は、前条の規定により貸与された利用ID及びパスワードを、第三者に譲渡し若しくは利用させ(利用者の役職員に利用させる場合を除く。)、又は売買、名義変更若しくは質入れし

てはなりません。

2 利用者は、前条の規定により貸与された利用ID、パスワードの管理並びに使用について責任を負うものとし、これらが第三者に使用されたことにより利用者又は第三者に生じた損害については、当取引所は何ら責任を負わないものとします。

3 利用者は、前条の規定により貸与された利用ID、パスワードを紛失し、又は盗難等の被害に遭った場合には、直ちに当取引所にその旨を通知するものとします。

(利用方法)

第5条 利用者は、TDnetDBSを次の各号に掲げる方法により利用することができます。

- (1) 本件情報の閲覧、保存並びに印刷
- (2) インデックス情報の公開日、上場会社等コード等による検索

(本件情報の利用可能期間等)

第6条 当取引所は、本件情報を当取引所がTDnetDBSに登録した日から5年を経過した日に、当該情報を削除するものとします。

(TDnetDBSへの接続方法)

第7条 利用者は、自らの費用により、当取引所から貸与されたID及びパスワードを利用し、インターネット経由で、当取引所のTDnetDBSのサーバに接続するものとします。

(TDnetDBSの利用に必要な機器等)

第8条 利用者は、自らの費用で、TDnetDBSの利用に必要なパソコン等の機器及び回線サービス並びにOS、ブラウザソフト等のソフトウェアを用意するものとします。

2 当取引所は、TDnetDBSの利用に必要な機器等を変更する場合には、利用者に事前に通知するものとします。この場合において、利用者は変更後の機器等を自らの費用で用意するものとします。

(TDnetDBSに係る当取引所の運営・管理範囲)

第9条 TDnetDBSに係る当取引所の運営・管理範囲は、インターネットの通信回線の当取引所側の接続口までとします。

2 当取引所は、インターネットその他の当取引所の運営・管理範囲外の機器・設備・ソフトウェアの故障等により利用者が生じた費用又は損害等について、利用者に対し補償又は損害賠償等の責めに任じないものとします。

(表示内容の変更)

第10条 当取引所は、本件情報の内容及びその表示方法を、利用者に事前に連絡した上で変更することができます。

(TDnetDBSの運営の中断)

第11条 当取引所は、TDnetDBSの保守を行う場合その他当取引所が必要と認めた場合は、利用者に事前に連絡した上でTDnetDBSの運営を一時的に中断することができます。

- 2 当取引所は、天災地変等の不可抗力と認められる事由が生じた場合は、利用者に事前に連絡することなくTDnetDBSの運営を一時的に中断することができます。

(本件情報に係る真正性の認定等)

- 第12条 利用者は、本件情報を利用するにあたり当取引所が本件情報の真実性、正確性、完全性、有効性、即時性若しくは適時性について保証するものではないことを承諾するものとします。
- 2 利用者は、本件情報は投資の勧誘を目的としたものではないことを承諾するものとします。
  - 3 利用者は、本件情報について、当取引所が上場有価証券及び取扱有価証券の価値を保証若しくは承認したものであることを承諾するものとします。

(免責事項)

- 第13条 本件情報の誤謬、停滞、省略及び中断並びにシステム障害等により利用者に生じた費用又は損害等について、当取引所の故意又は重大な過失に起因するものでない限り、当取引所は利用者に対し、一切の責めを負わないものとします。
- 2 前項の場合において、当取引所の故意又は重大な過失により利用者に費用又は損害等が生じたときは、当取引所は、第15条に規定するTDnetDBSシステム利用料1か月分を限度として、利用者に補償又は損害賠償を行うものとします。

(本件情報の保護)

- 第14条 利用者は、本件情報を第三者の電子計算機(電子計算機に接続される記憶媒体を含む。)に自動的かつ蓄積可能な方法で再配信してはなりません。
- 2 利用者は、前項に規定する方法以外の方法により、本件情報を第三者に提供する場合は、TDnetDBSからの複製である旨を標記しなければなりません。
  - 3 前二項の規定にかかわらず、利用者は当取引所が承認した場合を除き、いかなる方法によっても、第三者に本件情報のうちインデックス情報及びTDnetDBSの表示画面の複製、販売、出版若しくは使用又は公開をさせてはなりません。

(TDnetDBSシステム利用料)

- 第15条 利用者は、TDnetDBSシステム利用料として、1ID当たり月額35,000円(1か月に満たない場合は、1か月とみなします。消費税等含む。)を1か月ごとに当取引所に支払うものとし、翌月分を毎月20日までに所定の方法により当取引所に支払うものとします。ただし、当取引所がTDnetDBSの試用期間として定める期間に係るTDnetDBSシステム利用料については、支払うことを要しません。
- 2 利用者がTDnetDBSシステム利用料の支払いを遅延した場合(利用者が本約款の条項に定めるところに違反したことにより当取引所による料金の請求が正しく行われなかった場合を含む。)当取引所は未払いのTDnetDBSシステム利用料に対し、支払期限の翌日から起算して支払日までの期間について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として請求することができます。
  - 3 当取引所は、TDnetDBSシステム利用料を、利用者に1か月前に通知することにより改定することができます。

(利用期間)

第16条 利用者は、TDnetDBSの利用を中止しようとする場合は、利用中止予定日の2週間前までにその旨を書面により当取引所に届け出るものとします。この場合において、利用者は、当取引所に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。

2 前項の場合において、当取引所は、利用者が既に支払っているTDnetDBSシステム利用料の払戻し等は一切行わないものとします。

(利用の中止)

第17条 当取引所は、利用者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要せず、利用者に対し書面による通知を行うことにより、直ちに利用者のTDnetDBSの利用を停止することができます。

(1) 本約款のいずれかの規定に違反したとき

(2) 虚偽の申込書を提出したとき

(3) 本件情報の改竄を行ったとき

(4) 利用ID又はパスワードを不正に使用したとき

(5) TDnetDBSの運営を妨害したとき

(6) 本件情報の取得を継続的かつ自動的な方法で行ったとき

(7) TDnetDBSシステム利用料等の支払い債務の履行を遅滞し、又は支払いを拒否したとき

(8) 支払いの停止又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立があったとき

(9) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(10) 公租公課の滞納処分を受けたとき

(11) その他当取引所が利用者として不相当であると認めたとき

2 前項の場合において、当取引所は、利用者が既に支払っているTDnetDBSシステム利用料の払戻し等は一切行わないものとします。

(約款の改定)

第18条 当取引所は、事前に利用者に文書で通知することにより、本約款を改定することができるものとします。

(合意管轄)

第19条 本約款から生じる当取引所と利用者との一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とします。

(準拠法)

第20条 本約款は、日本法に従って解釈されるものとします。

(施行 平成18年3月1日)